

又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十四條ノ二第一項

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ、同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

昭和十七年二月二十日法律第三十四號ハ恩給法中改正ノ件ナリ

恩給法改正法律ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十三號)

昭和十七年法律第三十四號ハ恩給法第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ヲ除ク外昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法施行令中改正

農地開發法施行令(本誌第二卷第五號所載)中一部改正ノ件は昭和十七年三月二十七日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。尙、同法施行規則中一部改正の件も同日付官報により農林省令第三十二號として公布された。

農地開發法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十六號)

農地開發法施行令中左ノ通改正ス

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ

掲グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

一 耕地整理法第一條各號ノ耕地整理トシテ行フコトヲ得ル事業

二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年四月二十日勅令第四百九十五號農地開發法施行令抄録

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ掲グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

一 農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更開墾、埋立若ハ干拓又ハ地目變換ニ依ル開田ニ件フモノヲ除ク

二 暗渠排水、床締又ハ客土

米穀生産獎勵金交付規則中改正

米穀生産獎勵金交付規則については本誌第三卷第一號本欄に既報の如くであるが、今般更に同令中一部改正を得て沖繩縣に對しても命令を施行することとなつた。改正條文を掲ぐれば次の如くである。

米穀生産獎勵金交付規則中改正

(昭和十七年三月三日農林省令第二十四號)

米穀生産獎勵金交付規則中左ノ通改正ス

附則第二項ヲ削除ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年五月 農林省令第九十八號米穀生産獎勵金交付規則抄録

附則第二項

本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

厚生省人口局に於ける健民運動實施の決定

厚生省人口局に於いては大東亞國建設の根基たるべき大和民族増強の要請に則して廣く「健民運動」なる名稱の下に其の國民的自覺と實踐とを促進することとなつたが、昭和十七年五月一日より八日までの八日間を選びその第一回の強調週間を實施することとなつた。その實施要綱並に運動に際し厚生省人口局に於いて編輯せるパンフレット「健民運動」の一部を掲ぐれば左の如くである。

健民運動實施要綱

一 趣 旨

大東亞共榮圈を建設し其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり之が目的達成の爲には我が民族の永遠に發展すべき民族にして東亞共榮圈の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要あると共に我が國人口の急激にして永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖るの要緊切なるものあるを以て茲に本運動を展開し聖戰目的完遂の一助たらしめんとす

二 名 稱

健民運動